

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																					
福岡医療専門学校		平成11年4月1日		田中 七郎		〒 814-0005 (住所) 福岡県福岡市早良区祖原 3 - 1 (電話) 092-833-6120																					
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																					
学校法人福岡医療学院		平成11年4月1日		田中 七郎		〒 814-0005 (住所) 福岡県福岡市早良区祖原 3 - 1 (電話) 092-833-6120																					
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																				
医療	医療専門課程		理学療法科		-	平成22(2010)年度	平成25(2013)年度																				
学科の目的		理学療法プログラムを立案し、多職種と連携しながら基本的な理学療法を実践できる、生涯学習能力を持った理学療法士を養成する。																									
学科の特徴（取得可能な資格、中退率等）		理学療法士国家試験受験資格																									
修業年限		昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技																		
4年	昼	※単位時間、単位いずれかに記入	3,430 単位時間		2,310 単位時間	60 単位時間	880 単位時間	0 単位時間	180 単位時間																		
			113 単位		83 単位	2 単位	22 単位	0 単位	単位																		
生徒総定員		生徒実員(A)		留学生数（生徒実員の内数）(B)		留学生割合(B/A)		中退率																			
320 人		243 人		0 人		0 %		8 %																			
就職等の状況		■卒業者数 (C) 45 人																									
		■就職希望者数 (D) 45 人																									
		■就職者数 (E) 45 人																									
		■地元就職者数 (F) 23 人																									
		■就職率 (E/D) 100 %																									
		■就職者に占める地元就職者の割合 (F/E) 51 %																									
		■卒業者に占める就職者の割合 (E/C) 100 %																									
		■進学者数 0 人																									
		■その他																									
		(令和 7 年度卒業者に関する 令和8年5月1日時点の情報)																									
第三者による学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価：0 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体： 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 受審年月： 平成29年3月 評価結果を掲載したホームページURL https://www.jusei.ac.jp/outline/thirdparty.html																									
当該学科のホームページURL		URL: https://www.jusei.ac.jp/																									
企業等と連携した実習等の実施状況（A、Bいずれかに記入）		(A：単位時間による算定)																									
		<table><tr><td>総授業時数</td><td>3,430 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>880 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち必修授業時数</td><td>3,430 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>880 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位時間</td></tr></table>								総授業時数	3,430 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	880 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	3,430 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	880 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間				
総授業時数	3,430 単位時間																										
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	880 単位時間																										
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																										
うち必修授業時数	3,430 単位時間																										
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	880 単位時間																										
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																										
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																										
		(B：単位数による算定)																									
		<table><tr><td>総単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち必修単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>単位</td></tr></table>								総単位数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した演習の単位数	単位	うち必修単位数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位				
総単位数	単位																										
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位																										
うち企業等と連携した演習の単位数	単位																										
うち必修単位数	単位																										
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位																										
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位																										
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位																										
教員の属性（専任教員について記入）		<table><tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して6年以上となる者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>7 人</td></tr><tr><td>② 学士の学位を有する者等</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>2 人</td></tr><tr><td>③ 高等学校教諭等経験者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>1 人</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>10 人</td></tr></table>								① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して6年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	7 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計		10 人
		① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して6年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	7 人																							
		② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人																							
		③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																							
		④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人																							
		⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																							
計		10 人																									
		<table><tr><td>上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数</td><td></td><td>10 人</td></tr></table>								上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数		10 人															
上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数		10 人																									

1. 「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

（1）教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

教育課程編成委員には、以下の両方または何れかの条件を満たす者を選定している。

1. 業界団体に所属し、要職に就いている有識者
 2. 現場を指揮し、医療の最先端で活躍している院長や所属の長
- このような業界全体の動向、実務に関する知識や技術に関する知見を有する委員からの要請等を教育課程編成委員会にて協議していく。

（2）教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本学の教育課程は、教育課程編成委員会の意見を踏まえて、教務委員会が編成する（学則第14条及び学校会議規程第4条）。

教育課程編成委員会の位置付け及び審議内容が採用される過程は、以下の通りである。

- ① 第1回教育課程編成委員会では、前年度の教育課程を実施した結果や当年度の教育課程の進捗状況等が報告される。委員による審議が行われ、委員から意見を聴取する。審議内容及び意見は教務委員会に直ちに報告され、当年度の教育課程や指導方法等の改善に活用される。
- ② 第2回教育課程編成委員会では、第1回委員会で聴取された意見に対する改善策の実施状況について審議が行われる。その審議結果を踏まえて、次年度の教育課程の編成に対する意見を委員から聴取する。
- ③ 第2回委員会で聴取した意見は、副校長、学科長、専任教員及び非常勤講師が参加する次年度教育内容会議において審議される。そこで審議した結果を踏まえて、教務委員会が次年度の教育課程を編成する。

（3）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年3月31日

名 前	所 属	任期	種別
田中 七郎	福岡医療専門学校 校長	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年）	—
藤瀬 敏子	福岡医療専門学校 事務長	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年）	—
滝沢 哲也	福岡医療専門学校 副校長	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年）	—
山本 拓史	福岡医療専門学校 理学療法科 学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年）	—
遠藤 正英	公益社団法人福岡県理学療法士連盟 副会長 公益社団法人福岡県理学療法士会 副会長 日本支援工理学療法士協会 理事 桜十字グループ福岡事業本部リハビリテーション統括	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年）	③
石橋 昌也	株式会社 REHANOWA 代表取締役 有限会社TAM 営業・マーケティング部 部長 IBM代表	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年）	③
植野 拓	福岡医療団 千鳥橋病院 リハビリテーション技術部総技師長	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年）	②

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

（当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。）

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（１企業や関係施設の役職員は該当しません。）
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

（４）教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

（年間の開催数及び開催時期）

年間開催数は年２回。開催時期は毎年６月、１１月。

（開催日時（実績））

第１回 令和７年 ６月２１日（土）１５：００～１７：００

第２回 令和７年１１月１５日（土）１５：００～１７：００

（５）教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

今年度は教育課程編成委員から意見をいただいたなかで、以下の２点について活用していくことを決定した。

(1)Pre-OSCEおよびPost-OSCEの活用と共有方法について、日本理学療法士協会より発表された「OSCE実施マニュアル（第1版）」に対する理解において、臨床施設と養成校との間で認識に差異がみられた。そのため、臨床実習指導者会議や実習地訪問の際には、OSCEに関する説明をより丁寧に行うとともに、今後も臨床施設との連携を一層密に図っていく必要がある。

(2)学生の記録・報告の質について、臨床施設からは、「カルテや文章作成を苦手とするスタッフもいる現状があるため、学生には実習中にカルテ作成を経験させ、考えたことを文章として表現する力を養っている」との意見が挙げられた。これを踏まえ、本校においても、学生の文章力および読解力の向上を目的とした学習機会の充実について検討していく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

検査測定・評価及び治療に関する知識、技術を向上させるために、臨床実習指導者は理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会等を修了した者とする。

臨床実習は、毎年行われる臨床実習指導者会議で決定した方針に従い、学校と実習施設双方の協力のもと臨床実習を実施する。

（2）実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

臨床実習を実施する前に、連携先の実習施設の指導者を本校に招き、臨床実習指導者会議を実施する。指導の方針の確認並びに、実習生の評価方法の統一を図る。

臨床実習先では、学内教育で修得した評価法を、臨床実習指導者の指導・監督の下、個々の患者に適応させながら実践する。現場で得られた評価結果に基づき治療プログラムの作成し、治療を実践する。その後、定期的な再評価を実施し、作成したプログラムの妥当性を臨床実習指導者とともに検証し、知識・技術を深化させる。

本校の教員は定期的に臨床実習施設を訪問し、臨床実習指導者と連携をとりながら実習生を指導する。総合臨床実習の評価は、実習前評価（総合評定の15%）、実習中評価（総合評定の70%）、実習後評価（総合評定の15%）の3つの部分で構成され、情意領域（態度）は多肢選択筆記試験（医学部などで実施されているCBT：Computer Based Testingの形式に準じたもの）、認知領域（知識）、精神運動領域（技能）は客観的臨床能力試験（OSCE：Objective Structured Clinical Examination）を用いて評価する。これらにより総合的に実習熟度を評価する。

（3）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
見学実習Ⅰ（早期）	校外実習 ・ZOOM ・訪問指導 ・Googleフォーム ・メールやTEL	見学実習Ⅰは実際の医療施設での見学実習を行う。実際の理学療法士の仕事の業務や他職種との連携を目の当たりにし、チーム医療についてのイメージを身に着ける。また、社会人としてのマナーや接遇について、実際の患者様やスタッフのやり取りを通して学ぶ。これから学習していく理学療法についてのモチベーションの向上とイメージを確立させる。	西福岡病院、松口整形外科クリニック、まつもと整形外科クリニック、村上外科病院、ファン整形外科、まつうら整形外科、筑紫南ヶ丘病院、かつの整形外科リハビリテーション科、福岡県済生会福岡総合病院 他26施設
見学実習Ⅱ（ADL）	校外実習 ・ZOOM ・訪問指導 ・Googleフォーム ・メールやTEL	見学実習Ⅱは3年時から始まる総合臨床実習への導入部と位置づけ、医療・福祉・介護等の施設および在宅リハビリテーション等の現場において、日常生活を支援する理学療法士の業務、加えて多職種連携等の関わりについて見学・体験を通して理解を深める。急性期・回復期・生活期の関係および機能障害と活動制限の関係について考える足掛かりとする。	ヨコクラ病院、介護老人保健施設寿夢の郷、かつの整形外科リハビリテーション科、デイケアセンター、福岡ハートネット病院、あさのひ整形外科クリニック、松口整形外科クリニック、中村博整形外科医院 他21施設

総合臨床実習Ⅰ 地域包括ケア実習	校外実習 ・ZOOM ・訪問指導 ・Googleフォーム ・メールやTEL	臨床実習Ⅰは6週間行われ、2年次までに修得した医学的基礎知識が理学療法士の業務にどのように関連しているか体験を通して学び、評価・治療計画・治療の一連の過程を対象者に応用するきっかけを掴むことを学習目的とする。 【総合臨床実習Ⅰ～Ⅲ（共通）】 主に医療提供施設での見学・体験を通じ、以下の能力を培い、卒業後の臨床活動の礎を築く。 ①理学療法士としての基本的態度（ソーシャルスキル）の修得 ②各障害・病期・年齢層へ偏りなく対応できる能力の育成 ③医療チームの一員としての連携方法、責任感、自覚の醸成 【地域包括ケア実習】（※総合臨床実習Ⅰ～Ⅲのいずれかに1週間含む） 通所または訪問リハビリテーション施設での見学・体験を通じ、以下を学ぶ。 ①地域包括ケアシステムにおける理学療法士の業務概要と役割 ②在宅・生活期における多職種連携の実際	まつもと整形外科クリニック、厚地リハビリテーション病院、福岡大学病院、牟田病院、ばば整形外科、介護老人保健施設 寿夢の郷、ヨコクラ病院、福岡県済生会大牟田病院、タケダスポーツ・ビューティークリニック、博多メディカルクリニック、三川内病院、南野病院、長崎県立総合病院、品川病院、うえむら痛みのクリニック、筑紫南ヶ丘病院、誠愛リハビリテーション病院、宗像医師会病院、くらて病院、町立太良病院、唐津市民病院きたはた、福岡リハビリテーション病院、西福岡病院、福岡県済生会八幡総合病院、三萩野病院、沖縄県立北部病院、那覇市立病院、沖縄第一病院、介護老人保健施設 ひのき
総合臨床実習Ⅱ 地域包括ケア実習	校外実習 ・ZOOM ・訪問指導 ・Googleフォーム ・メールやTEL	総合臨床実習Ⅱは8週間行われ、総合臨床実習Ⅰで理学療法士の業務、評価・治療計画・治療の一連の過程を学んだことを踏まえ、対象者の障がいに対して必要な治療計画を立案し実施できる力を身につけることを主な目的とする。	筑紫南ヶ丘病院、新吉塚病院、香椎原病院、筑紫南ヶ丘病院、岩尾整形外科病院、一ノ宮脳神経外科病院、二日市徳洲会病院、三川内病院、江夏整形外科クリニック、北川病院、青洲会病院、長崎労災病院、千代田病院、新座病院、吉村病院、桜十字福岡病院、水戸病院、桜十字福岡病院、他20施設
総合臨床実習Ⅲ 地域包括ケア実習	校外実習 ・ZOOM ・訪問指導 ・Googleフォーム ・メールやTEL	総合臨床実習Ⅲは6週間行われ、総合臨床実習ⅠとⅡの総決算として特に卒業後の臨床活動の礎を築くことを目的とする。診療参加型実習を通して対象者に必要な治療計画を立案し実施過程を体験するだけでなく、効果を考察し、その内容を検討する幅広い視野を養い卒業後の臨床活動に直結した理学療法業務を学ぶ。	うえむら痛みのクリニック、高良台リハビリテーション病院、姫野病院、マッターホルンリハビリテーション病院、福岡徳洲会病院、筑紫南ヶ丘病院、福岡スポーツクリニック、大木整形・リハビリ医院、桜十字福岡病院、佐田整形外科病院、牟田病院、宗像医師会病院、福岡県済生会大牟田病院、くろだ整形クリニック、岩尾整形外科病院、球磨病院、永富記念病院、他15施設

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針		
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 本校は、教員が学生に対し、社会のニーズに応えることのできる即戦力及び臨床能力の高い医療技術者を育てるために、より実践的な職業教育をすることを目的に掲げている。 この目的を達成するためには、教員の資質向上は必須の条件となる。そこで、次に掲げた事項を進めることにより、教員の資質向上の支援を行っている。 1. 研修規程を定めて、計画的かつ継続的な研修受講を支援する。 2. 本校附属臨床施設(福岡医療学院整骨院・福岡医療学院鍼灸院・福岡医療クリニック)での臨床経験を積むことにより、実際の現場での知識・技術の修得をすすめる。 3. 外部機関(学会・研究会・研修等)に対して会場提供を積極的に行い、様々な分野での知識修得を奨励する。		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	令和7年度 第1回くまもと心臓リハビリ勉強会	連携企業等: 熊本県心臓リハビリテーション推進協議会
期間:	4月13日(日)	対象: 専任教員
内容	虚血性心疾患のリハビリテーションに関する知識・教育能力の向上を図る。 最新の知見をもとに自己学習の意欲を刺激し、自ら学ぶ姿勢を育む。	
研修名:	第34回福岡県理学療法士学会	連携企業等: 福岡県理学療法士協会
期間:	8月22日(金)～23日(土)	対象: 専任教員
内容	理学療法に関する最新の知見をもとに自己学習の意欲を刺激し、自ら学び学習する姿勢を育む。	
研修名:	第41回日本義肢装具学会学術大会	連携企業等: 新潟医療福祉大学
期間:	11月8日(土)～9日(日)	対象: 専任教員
内容	義肢・装具、支援機器に関する知識の向上を図る。	他19件
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	ユマニチュード研修会	連携企業等: 白十字病院
期間:	5月10日(土)	対象: 専任教員
内容	認知症患者に対応するコミュニケーション技術を学び、学校教育にも反映させる。	
研修名:	地域ケア会議推進リーダー導入研修	連携企業等: 福岡県理学療法士協会
期間:	7月16日(水)	対象: 専任教員
内容	他職種連携教育を行う上で、チームリーダーとしての役割を学び、学校教育に活かす。	
研修名:	第52回理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会	連携企業等: 厚生労働省
期間:	8月18日(月)～9月11日(木)	対象: 専任教員
内容	教育に関する、より高度な知識及び技能を修得し、併せて、リハビリテーションの質の向上に繋げていく。	他17件
(3)研修等の計画		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	第61回日本理学療法学会学術研修大会	連携企業等: 日本理学療法士協会
期間:	5月23日(土)～5月24日(日)	対象: 専任教員
内容	理学療法士の専門分野を学び、理学療法士としての専門性の活用などを学生教育の一助とする。	
研修名:	第24回日本神経理学療法学会学術大会	連携企業等: 日本神経理学療法学会
期間:	9月5日(土)～9月6日(日)	対象: 専任教員
内容	理学療法に関する最新の知見をもとに自己学習の意欲を刺激し、自ら学び学習する姿勢を育む。	
研修名:	第12回日本精神・心理領域理学療法学会学術大会	連携企業等: 日本精神・心理領域理学療法学会
期間:	1月30日(土)	対象: 専任教員

内容	教員自身の自己研鑽への意欲を高め、精神障がい領域における教育・研究活動の充実につなげる。 他18件	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名：	2026年度 第1回日本理学療法教育学会 学術セミナー	連携企業等：日本理学療法学会連合
期間：	7月24日(金)～26日(日)	対象：専任教員
内容	認知症患者に対応するコミュニケーション技術を学び、学校教育にも反映させる。	
研修名：	第53回理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会	連携企業等：厚生労働省
期間：	8月17日(月)～9月9日(水)	対象：専任教員
内容	教育に関する、より高度な知識及び技能を修得し、併せて、リハビリテーションの質の向上に繋げていく。	
研修名：	臨床実習指導者講習会	連携企業等：全国リハビリテーション学校協会
期間：	11月28日(土)～29日(日)	対象：専任教員
内容	臨床実習指導における学生への指導を充実させるための能力を育む。 他19件	

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

本校は自己点検・自己評価委員会を設置して、①教職員全員による自己点検・評価、②学校関係者(企業等の役員又は職員、地域住民、保護者、校友会会長等)による評価を実施し、その結果についてこの報告書にまとめ、ホームページに公表する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	・理念、目的、育成人材像 ・学校の特徴 ・学校の将来構想
(2) 学校運営	・運営方針・事業計画・運営組織、意思決定効率化・人事、賃金制度 ・意思決定システム・情報システム化等による業務効率化
(3) 教育活動	・教育目標、育成人材像、到達レベル・カリキュラム・授業評価・教員確保・単位認定・資格取得
(4) 学修成果	・就職率向上・資格取得率向上・退学率低減・社会的活躍、評価の把握
(5) 学生支援	・就職、進学・学生相談・経済的支援・健康管理・課外活動・生活環境 ・保護者連携・卒業生支援
(6) 教育環境	・施設、設備・学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施・防災体制
(7) 学生の受入れ募集	・学生募集活動、教育成果・入学選考・学納金
(8) 財務	・中長期的財務基盤・予算、収支計画
(9) 法令等の遵守	・法令、設置基準等・個人情報保護・自己点検、自己評価の実施等
(10) 社会貢献・地域貢献	・社会貢献の実施・学生ボランティア活動支援等
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

令和7年度は自己点検・評価報告書を資料にして、教職員と意見交換を実施しながら、学校関係者評価委員会を行った。

【本学院並びに本学科に対する提言は以下の通り】

1. 令和7年度の重点目標の1つ「退学者0ゼロ」に向けての教職員の取り組みは、効果があり重要性を認識し、指導を継続する。

2. SNSの取扱い等を中心に多様化する環境への対策(研修会等への参加等)が必要である。特に学生の倫理観についての指導教育が求められる。

3. 国家試験の合格率は全国平均を大きく上回っている。国家試験の出題傾向の変化に対応が必要である。更に良い結果が出ることを期待している。全科国家試験100%を目指し、知識・技術・人間性を備えた医療人材育成を期待する。

以上の学校関係者評価委員より得た意見を、運営会議、教職員会議等において学校全体で共有し活用する。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
山本 亮	山本祐司・亮司法書士行政書士事務所	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	地域住民
下迫 勇夫	福岡医療専門学校 非常勤講師	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	有識者
渡辺 淳一	(株) 堺整骨院西 代表取締役	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	本校卒業生
宮城 徳久	鍼灸整体院サロンMiN 代 表	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	本校卒業生
古川 辰巳	株式会社INTERACTION 代表取締役	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
山中 知愛	医療法人 西福岡病院 放射線科 科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
行徳 倫子	(株) 医療法人フォールディングスススターホーム スーパーバイザー	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL : <https://www.jusei.ac.jp/outline/hyoka.html>

公表時期 : 令和8年7月末日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校は自己点検・自己評価委員会を設置して、①教職員全員による自己点検・評価、②学校関係者(企業等の役員又は職員、地域住民、保護者、校友会会長等)による評価を実施し、その結果についてこの報告書にまとめ、ホームページに公表する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	・教育理念 ・概要と沿革
(2) 各学科等の教育	・理学療法科紹介 ・カリキュラム, 取得単位数, 目指す資格 ・理学療法士の概要, 国家試験合格実績
(3) 教職員	・主たる教員紹介およびセミナー紹介
(4) キャリア教育・実践的職業教育	・セミナー ・臨床実習 ・就職キャリア支援 ・主な就職先
(5) 様々な教育活動・教育環境	・学生へのフォローアップ ・施設, 設備
(6) 学生の生活支援	・学生寮
(7) 学生納付金・修学支援	・学納金納入 ・奨学金 ・入学前サポート
(8) 学校の財務	・事業報告書 ・計算書類
(9) 学校評価	・第三者評価 ・一般社団法人リハビリテーション評価機構 認定証 ・学校関係者評価 ・自己点検, 自己評価
(10) 国際連携の状況	・海外研修
(11) その他	

※(10) 及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・) 広報誌等の刊行物 ・ その他()

URL : <https://www.jusei.ac.jp/outline/hyoka.html>

公表時期 : 令和 8 年 7 月末日

授業科目等の概要

(医療専門課程 理学療法科)															
分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法		場所		教員		企業等との 連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任		兼任
1	○		キャリアデザイン	本科目では、自分の強みを知り、キャリアとは何かを理解し、キャリアをデザインすることの必要性について考える。グループディスカッションや先輩・卒業生の話を通して、様々な理学療法士のキャリアの在り方を知ることにより、キャリアデザインを能動的に考える機会を提供する。アクティブラーニングの核となる「協同学習」により、チーム医療に資する人間性（協同の精神）と、科学的探究力およびコミュニケーション能力などを体得し、仲間と切磋琢磨し、共に高め合う機会を提供する。グループディスカッションや先輩・卒業生の話を通して、様々なキャリアの在り方を知ることにより、キャリアデザインを能動的に考える機会を提供する。卒業後の仕事生活を見据えて、協同的な学習方法を身に付け、学生生活の過ごし方などを自ら考えて自ら考え、選択し、判断して仲間と共に行動ができるようになることを目標とする。	1通	30	2			○		○			
2	○		スポーツ健康科学	スポーツは性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、すべての人々が運動を楽しみとして求めることによって成立してきた人類共通の文化であるといえる。また、スポーツを通じ得られる倫理観や道徳心は医療人として必須であり、他者を尊重し寄り添おうとする態度にもつながると推考される。本講義では生涯にわたりスポーツを楽しむ、体力および健康の保持増進を図る目的で、主に生涯スポーツ種目を配置する。また、講義をとおして集団の中での個の役割を自覚すること、他者との関わりから社会性を育むことを主眼とする。	1通	60	2		○	○			○		
3	○		社会学	法治国家である以上、憲法を中心とした法体系の中で国民一人ひとりの生活が成立している。自然科学領域を学ぶ皆さんの日常もこの例に洩れない。この国家の成り立ちは、一般的には「国民国家」と呼ばれている。国民国家を成立させることこそが「近代」の必須条件である。	1後	30	2			○				○	
4	○		生物	生物学で取り扱う『生物』は動物をはじめ植物等多種多様な生物が存在している。これら生物には一見すると共通する特徴・機能などは内容に見えが生物には共通する決まりのようなものがある。また豊かな人間性を養うと共に、保健・医療・福祉分野の課題に対して、多職種と連携を図り協働するために、ヒトが様々な刺激に対し反応することや、各種臓器が連携するために必要な神経について知る必要があるため、それに対して詳細な講義を行う。本講義では生物としてヒトを取り扱い、科学的・論理的思考の基盤に、専門科目への理解の足掛かりとなる内容を講義する。	1通	30	2	○			○		○		
5	○		表現法	他者に対し自分の思いを表出する唯一の手段が対話である。従って自分の思いを正確にかつ的確に表出する方法を体得していなければ、他者に誤解されるばかりか他者を傷つけることさえ考えられる。このような自己表現の唯一の手段であるコミュニケーションを体系的に学んでいく。また、より具体的に、皆さんが必ず遭遇するであろう就職活動の際に必要なとされる技法、あるいは医療施設内における対話技法など、想定されるであろう場面を設定しながらを具体的に紹介していく。	1前	30	2	○						○	
6	○		人間関係論	本科目では、良好な人間関係の構築を目的に、人間関係の基礎的理論および人間関係をつくる理論や技法を学ぶ。さらに、演習を通して、自己理解および他者理解を深め、他者との協同について体験する。	2前	30	2	○			○			○	
7	○		外国語	リハビリテーションに焦点をあてて作成されたテキストを用い、主に読解を中心に学習していく。毎時間配布するワークシートに授業内容を整理する。また医療現場での会話に関しては、ネイティブによる音声を通して専門的な医療用語やフレーズを学習すると共に、活きた英語運用力を養成していく。その他、教養英語に関しては、随時、単元の中で取り入れる。	2通	30	2	○			○			○	

8	○		解剖学Ⅰ	本講義は、ヒトの身体の構造及び機能を体系的に学んでいく。皆さんが専門領域とする理学療法は、身体の構造及び機能を熟知することを基礎的条件としている。また一方で、「即戦力」を目指すためにも非常に重要な領域である。 対象者の健康状態に応じて、科学的根拠に基づいた理学療法を安全かつ確実に実践するために、解剖の基礎となる、骨筋系、脈管系、体表解剖を身体の特徴を紹介しながら、皆さんの理解が深まるように進めていく。	1 通	60	2	○				○		○	
9	○		解剖学Ⅱ	解剖学Ⅱでは、人体を構成する内臓系や神経系が身体の中の部位にあるのか、各器官の形態・構造およびその機能と各器官が果たす役割について学ぶ。特に神経系は、一人ひとりが熟知すべき重要な領域である。 対象者の健康状態に応じて、科学的根拠に基づいた理学療法を安全かつ確実に実践していくために、神経・筋接合部のメカニズムを理解することは重要である。この領域に関する研究が今現在どの程度まで進められているのか、最新の情報を紹介しながら、理解を深めていく。	1 通	60	2	○				○		○	
10	○		解剖学Ⅲ	ここでは、これまでの集大成としての「解剖学」と言った位置づけで、授業を進めていきたい。わけでも、1年次に履修した内臓系、内分泌系、神経系、感覚器系と言った一連の領域を微細に再確認していく予定である。 対象者の心身能力を正確に評価する客観性を担保するには、この一連の領域をしっかりと身につけておく必要がある。この講義を遺漏なく理解すれば、臨床的な思考過程の育成に役立つとともに、ハイレベルの知識も習得できる。	4 通	60	2	○				○		○	
11	○		解剖学Ⅳ	ここでは、これまでの集大成としての「解剖学」と言った位置づけで、授業を進めていきたい。わけでも、1年次に履修した運動器系の領域を微細に再確認していく予定である。 理学療法の目的は対象者の基本的動作能力の回復である。対象者の動作能力を正確に評価する客観性を担保するには、人体運動学が必要であるが、そのベースとなる運動器系の解剖学は必修となる。また、様々な運動器系の疾患の理解にも必修となる。その臨床的な思考過程の育成に役立つよう講義を進める。	4 通	30	1	○				○		○	
12	○		生理学Ⅰ	人体は約60兆個という膨大な数の細胞を基本単位として構成されている。各器官の機能はそれぞれの組織を構成する細胞の特有な機能が基本となる。 対象者の健康状態に応じて、科学的根拠に基づいた理学療法を安全かつ確実に実践していくために、正常な生命維持を行うために必要な人体の構造と機能を細胞レベルから理解し、またその役割や組織間の連携について詳しく学習する。	1 通	60	2	○				○		○	
13	○		生理学Ⅱ	本講義では、人体の構造と機能について学ぶ。人体の約60兆個という膨大な数の細胞には、それぞれ個別の役割を担い、必要なタイミングで必要な分の仕事を行うことで、人（個体）の生命を維持している。 対象者の健康状態に応じて、科学的根拠に基づいた理学療法を安全かつ確実に実践していくために、正常な生命維持を行うために必要な人体の構造と機能を細胞レベルから理解し、またその役割や組織間の連携について詳しく学習する。	1 通	60	2	○				○		○	
14	○		生理学Ⅲ	生理学は人体の機能を明らかにし、その機能がどのような機序で現れるかを追求する学問である。現在の生理学は、解剖学的知識や実験などにより得られた科学的証拠に基づき構築されている。その成果は臨床医学の領域で病気の治療に不可欠な知識を提供している。	4 通	60	2	○				○		○	
15	○		運動学Ⅰ	運動学は人間の運動の科学、運動を研究する学問などと定義される。運動学は解剖学、生理学、物理学、心理学、社会学などの多くの学問体系を統合した上に成り立っている。また、基礎となる科学領域の発展は目覚ましいものがある。1年次の運動学Ⅰではまず、人間の身体運動を理解するために必要な人体の構造と機能、力学について学ぶ。	1 通	60	2	○				○		○	
16	○		運動学Ⅱ	1年次の運動学Ⅰでは人間の身体運動を理解するために必要な人体の構造と機能、力学について学んできた。2年次の運動学Ⅱでは、各関節の構造・機能や神経生理学に基づく制御といった視点から「姿勢」「歩行」及び「走行」について学んでいく。 理学療法の目的は、基本的動作能力の改善であり、帰すると姿勢制御、歩行能力の向上にある。日常において移動手段の獲得は、対象者のQOLを飛躍的に向上させ、日常の質を向上させる。そのため、ここでは対象者の運動を理解し、理学療法を実践するために必要な基礎知識の習得を目的とする。	2 前	30	1	○				○		○	

17	○		人間発達学	本講義では、胎児期から新生児期、乳児期、学童期に至るまでの身体的な発達、精神的な発達をそれぞれの時期に則してその特徴を紹介していく。発達メカニズム及び反射・反応は、こどものリハビリテーションを熟考するうえで必須の知識となる。 臨床現場における基礎的思考を養うとともに、対象者の状態を包括的にとらえた理学療法が実践できることへの礎となることを目的とする。	1 通	30	1	○				○		○	
18	○		精神医学Ⅰ	1. 精神の病気が時と状況によっては誰にでも生じるもので、決して特殊なものではないことを学ぶ。 2. 精神医学の特色と身体医学との比較で学び、精神障害に関する概念について学ぶ。 3. 臨床における精神科領域の疾患の症状と治療を学ぶ。	3 通	30	1	○				○		○	○
19	○		精神医学Ⅱ	1. 精神医学Ⅰでの履修内容を再確認し理解を深める。 2. 代表的な精神疾患に対し治療の基本的な流れを理解することを目指す。 3. 理学療法を安全に実施するために、精神疾患の対象者の健康状態を理解する。	4 通	30	1	○				○		○	
20	○		病理学Ⅰ	病理学は疾病の原因とその成り立ちを追求することにより、病気の本体を明らかにし、治療に直結する学問である。すなわち、医学・医療の最も基本的な学問であり、医療に携わる者の必須の学問と言える。 本講義では、卒後、リハビリテーションに携わるにあたって、疾病に直面するたびに常に病理学に立ち寄り、疾病を深く理解したうえで、より良き医療の行える医療人となるようわかりやすく解説する。	2 通	60	2	○				○		○	
21	○		病理学Ⅱ	病理学は基礎医学と臨床医学の架け橋であるため、病態生理の正しい理解が必要となります。病理学Ⅱでは、病理学Ⅰで学んだ病因論・病原論・病態論の理解度を確認し、それが生活にどのように影響を与えているかを学ぶ。	4 通	30	1	○				○		○	
22	○		一般臨床医学Ⅰ	理学療法士は身体障害を対象とし、近年では内部障害に対する理学療法は非常に重要度が高まっている。また、運動器の障害を抱えている高齢者は、他に多くの内科疾患を併せ持つことは既知のとおりである。 本講義では、リハビリテーションに携わるにあたって必要な内部障害をわかりやすく解説する。 また、多くの臨床的な画像読影を含めることで、実践に活かせる知識としていく。	2 前	60	2	○				○		○	
23	○		一般臨床医学Ⅱ	近年、リハビリテーション領域において心疾患のリハビリテーションの需要は高まっている。現場で心疾患患者に対する理学療法を行ううえで、心電図を読み取る力は病態を把握するだけでなく、リスク管理を行ううえでも非常に重要となる。 本科目では、対象者の状態に応じて、科学的根拠に基づいた理学療法を安全かつ確実に実践できることを目的に正常心電図の復習から始め、各心疾患の異常心電図を読み取る力を養う。	3 通	30	1	○				○		○	○
24	○		一般臨床医学Ⅲ	2年次に履修した一般内科学及び神経疾患を中心に、代表疾患の概要を学び、様々な内部障害の所見と考えられる疾患を理解し、臨床で活かせるようその知識を再度整理することに重点を置く。	4 通	30	1	○				○		○	
25	○		神経内科学	理学療法士は、主としてQOLに何らかの支障をきたす方々を対象としている。本講義で取り上げる神経疾患は、このQOLを大きく損なう要因の1つとして推考できる。それゆえ理学療法士にとって神経疾患のリハビリテーションは、十分に理解する必要がある。 ここでは、多種多様な運動障害を呈する神経疾患を1つ1つ丁寧に解説していく予定である。本講義を通して一人ひとりが、神経生理学の基礎から各神経疾患における特徴まで、ある程度深い知識を得られるように板書を中心に進めていく。 また、多くの臨床的な画像読影を含めることで、実践に活かせる知識としていく。	2 通	30	1	○				○		○	
26	○		整形外科学	整形外科領域におけるリハビリテーションは、脳卒中リハビリテーションと並んで理学療法士にとって重要な領域であり、大きな役割を担っている。 本講義では、整形外科的診断学と治療法の基本から、理学療法士が関わることの多い疾患・外傷をメインにじっくりそしてわかりやすく紹介していく。 また、多くの臨床的な画像読影を含めることで、実践に活かせる知識としていく。	2 通	60	2	○				○		○	

27	○		薬理学	薬物治療とリハビリテーションは、相互に関連していることから、薬物に対する十分な知識を必要とする。 将来理学療法士として、対象者が服用している薬物的な確かな把握は、自らが進めるリハビリテーションに大きな影響を与えると予測できる。ここでは、理学療法を安全かつ確実に実践する能力を養うために必要な薬理学に関する知識を、人体の生理機能を復習しながら学んでいく。	2 後	30	1	○				○		○	
28	○		臨床心理学	“心身一如” “心身相関”という言葉があるように、人間の心と身体は密接な関係があり、理学療法の対象者には、常に心身両面の配慮が必要である。本科目では、臨床心理学について学び、人間の心についての知識や理解を得る。	2 後	30	1	○				○		○	
29	○		リハビリテーション概論	リハビリテーションとは何か？その本質を体系的に学び、医療・福祉・保健について包括的に理解することを目的とする。また、リハビリテーションの奥深さに触れ、豊かな人間性が高い倫理観を身につけ、疑義を楽しみ能動的学習の礎を築く。	1 通	30	1	○				○		○	
30	○		リハビリテーション医学	臨床現場では、対象者の健康状態に応じて、科学的根拠に基づいた理学療法を安全かつ確実に実践することが求められる。リハビリテーション医療を実践する上で必要なリハビリテーション医学の基本的な考え方を身に付けるために、リハビリテーション医療の流れや様々な障害に対しての医学的な基礎知識を理解すると共にリハビリテーションに必要な専門的知識を習得する。 また、変化し続ける保健・医療・福祉に貢献する能力をつけるべく、保健・医療・福祉分野の課題に対して、多職種と連携を図り協働し、専門職業人として生涯にわたり研さんし続けるための基本的な考え方についても学ぶ。	1 通	30	1	○				○		○	
31	○		保健医療福祉概論Ⅰ	理学療法は、元来治療法であり医学的リハビリテーションの中に位置づけられ、活躍現場は病院（医療現場）が主であった。しかし、今日に至っては、急性期・回復期のみならず、生活期（福祉領域）に領域は拡大され、さらに、予防の観点から保健領域にまで領域は広がっている。 本講義では、社会と医療・保健・福祉との関係について学び、また、それらの領域の各専門職の役割を把握し、多職種連携のしくみと重要性を学ぶ。	3 通	30	1	○				○		○	
32	○		保健医療福祉概論Ⅱ	この講義では、保健、医療、福祉とは何かについて学習する。また、それに関連した関係法規と制度の基礎知識や基礎理論について学ぶとともに、理学療法士として住民の健康な生活を支えるための制度とその活用方法を学ぶ。	4 前	30	1	○				○		○	
33	○		理学療法概論	リハビリテーション医療の発達に伴い、理学療法の範疇は拡大し、対象疾患、理学療法手技、職種、法律制度などといった要因が存在する。このような理学療法を取り巻く状況を理解し、科学的根拠に基づいた理学療法を安全かつ確実に実践することと多職種と連携を図り協働することが求められる。理学療法の全体像を学び、理学療法の専門的知識や実践的スキルを段階的に習得し、専門職業人として生涯にわたり研さんし続ける礎を築く。	1 前	60	2	○				○		○	
34	○		早期実践演習	臨床実習に向けた準備を行い、見学実習に備えるための知識・技術を身につける。また、医療職としての接遇・態度などコミュニケーションについて学ぶ。	1 後	30	1	○				○		○	
35	○		臨床運動学Ⅰ	臨床運動学Ⅰでは、1年次の基礎運動学を元に動作分析、運動処方、運動学習に焦点を絞り、運動学Ⅰ・生理学・臨床心理学の復習を加えながら学習していく。 身体運動を生理的と心理的側面が関わる事を学術的に理解するために、最新の研究をも紹介しながら紹介していく予定である。	2 前	30	1	○				○		○	
36	○		臨床運動学Ⅱ	理学療法の目的は基本的動作能力の回復である。対象者の健康状態に応じて、科学的根拠に基づいた理学療法を安全かつ確実に実践するためには、運動学を身に付けることは必須となる。卒業し臨床に出るにあたり、理学療法を行ううえで必ず必要な運動学を、1～3年次に学んだ順に再度知識を整理して習得する。基本的知識である運動学を、理学療法の専門的知識に結び付け、臨床での実践的技能に活かせることを目的とする。また、同時に国家試験対策も行っていく。	4 通	60	2	○				○		○	
37	○		臨床運動学Ⅲ	人間発達学や小児の理学療法といった基礎を発展させ、病態に応じた理学療法アプローチが実践できるようになる。また、臨床で応用できるようにその知識を再度整理することに重点を置く。	4 通	30	1	○				○		○	

38	○		理学療法管理学Ⅰ	これまでも理学療法管理に関する知識は「理学療法概論」のなかで取り扱われていた。しかし、今回の指定規則の改正で新たな科目として加わってきたことを鑑み、本科目では狭義の管理にとどまらず、その概念と方法論とを広義に理解・認識すること、将来的に理学療法士として従事する際に役立つよう制度の理解、組織の運営、倫理等について理解を深めていくこととする。	3通	30	1	○			○					
39	○		理学療法管理学Ⅱ	理学療法士の職場は、病院や施設、在宅、教育施設や研究施設など多岐にわたる。様々な職場に対応できるよう、それぞれの場面における管理やマネジメントを学ぶことは重要である。本講義では、3年次に学んだ理学療法管理学Ⅰを踏まえて、特に医療現場ではどのような点に気を付けながら理学療法を行うかというリスク管理について理解をする。また、近年、予防医療が目ざされており、どの時期にどのような関わり方をするかということと理学療法の知識・技術の更なる社会還元を目的とした関わり方を学ぶ。教育・研究のマネジメントについて学んでいく。 理学療法における科学性の重要性について理解し、研究の意義や目的、研究を行う上で具体的な方法について、研究を行う上で必要な基本的知識を含めて学ぶ。	4後	30	1	○					○			
40	○		理学療法評価学Ⅰ	対象者の健康状態に応じて、科学的根拠に基づいた理学療法を安全かつ確実に実践するためには、まず対象者の身体の状態や動作能力、社会的背景などを知らなければ、適切な理学療法を行えない。ゆえに、『理学療法は評価で始まり評価で終わる』と言われるほど、的確に対象者を評価することは大変重要である。 本講義では、理学療法の専門的知識や実践的技能を段階的に習得するための理学療法評価の概要（総論）を解説すると共に、評価を構成する検査・測定のうち、形態測定、関節可動域測定、日常生活活動検査を実施できるよう実技演習を行っていく。	1前	30	1				○	○		○		
41	○		理学療法評価学Ⅱ	徒手筋力検査は臨床実習においても学生が経験する頻度の高い項目であり、対象者の状態を統合・解釈する上で重要な情報の1つとなる。ここでは実践的技能の段階的習得における初期段階とらえ筋の位置・走行や作用について、さらには適切かつ再現性のある検査を習得することを目的として学んでいく。	1後	30	1				○	○		○		
42	○		理学療法評価学Ⅲ	1年次に行ってきた実技の総復習として、各種測定・検査技術を再確認する。	1後	30	1				○	○		○		
43	○		理学療法評価学Ⅳ	3年次に総合臨床実習に臨むにあたって、1,2年次に行ってきた実技の総復習として、各種測定・検査技術を再確認する。	2後	30	1				○	○		○		
44	○		理学療法評価学Ⅴ	評価学の集大成と言った位置づけで、本講義は進めていく。 再検討する内容は、国家試験対策として十分な知識を得ることができるため、各人が復習を丹念に実施するように心掛けていただきたい。	4通	60	2	○				○		○		
45	○		運動療法学Ⅰ	運動療法とは、治療の手段として用いる運動のことを意味する。運動療法学は理学療法の中核であり、近年その対象範囲は拡大傾向にある。この科目は運動療法学の総論と位置付け、対象者の健康状態に応じた、科学的根拠に基づいた運動療法を、基本的な専門的知識の理解と実践的技能を段階的に養うことを目的とし、障害と運動療法との関係について、基本的な内容を中心に学修していく。	2前	30	1	○				○		○		
46	○		運動療法学Ⅱ	運動療法学Ⅱでは、運動療法Ⅰの発展として、科学的根拠に基づいた理学療法が実践できるように必要な病態及び障害の構造を理解し、対象者の状態を統合・解釈する認知スキルや実践的技能の獲得を目的とする。その中でも神経筋疾患、脊髄損傷に着目し、疾患の理解と対応を学習していく。	2通	30	1	○				○		○		
47	○		運動療法学Ⅲ	本講義では、整形外科領域における解剖学と言った位置づけで授業を進めていく。また本講義の意図は、基礎的思考を十分に身につけていただきたい点にある。 本科目では、整形外科疾患と脊髄損傷の運動療法について疾患と理解と運動療法の結び付けを深めることを目的とする。一般に多くの人が体験する怪我の多くは整形外科分野であり、卒業後の理学療法で多く関わることが考えられる。2年時に履修した整形外科の知識と理学療法の実践を理解し、卒業後の理学療法実施に直結できるような講義を実施していく。	4通	60	2	○				○		○		

48	○		理学療法技術論Ⅰ	専門基礎科目において、対象者の健康状態に応じて、科学的根拠に基づいた理学療法を安全かつ確実に実践するために、学習した運動器疾患の病態や評価法、リスク管理についての知識を統合し、運動器疾患の理学療法を実践するための理療理論を学習する。□	2 後	30	1	○				○		○		
49	○		理学療法技術論Ⅱ	本講義では、理学療法士が多く経験する脳血管障害および頭部外傷に焦点をあてる。1年次に学習した中枢神経系の機能や構造など基礎的分野から、専門分野である脳血管障害の病態や障害の理解、医学的評価と治療について理解を深める。また、それらの障害に対し、科学的根拠に基づいた理学療法評価と理学療法について、理解することが目的である。さらに中枢神経系の発達障害に関し、特に脳性麻痺に焦点を当て、脳性麻痺に対する理学療法の専門的知識や実践的技能を段階的に習得する。科学的根拠に基づいた理学療法を安全かつ確実に実践できる能力を身に付けることを目標とする。	2 通	30	1	○				○		○		
50	○		理学療法技術論Ⅲ	理学療法技術論Ⅲでは、主に循環器、呼吸器、代謝性疾患など、超高齢社会の日本ではなくてはならない分野を行う。現在は、心臓や呼吸器に問題があるといった器質的疾患を合併する運動器疾患患者や脳血管疾患患者も増加しており、疾患の重症度を正確に把握することが求められる。この科目では、理学療法の効果を対象者の健康状態に応じて、最大限引き出せるように科学的根拠に基づいた専門知識・実践的技能を段階的に修得する。	2 後	30	1	○				○		○		
51	○		物理療法学	我が国における物理療法の位置づけは「理学療法士法及び作業療法士法」の中にある定義として「主としてその基本動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう」と明記されているように、理学療法の治療過程の中では運動療法と同様、物理療法も大きな中核を担っている。熱、電気、光などの物理的エネルギーを人体に用いて効果を得る治療法であり、機器を用いて鎮痛、身体的、精神的リラクゼーション、循環の改善などが目的としている。各種物理療法機器の種類を学び、実際に起こる生体への影響を知った上で、対象者の状態に応じた正しい機器の使用方法やリスク管理について講義や実技を通して理解する。	2 後	30	1	○				○		○		
52	○		日常生活活動学	人の生活は、留まることなく24時間、365日心身ともに常に変化するものである。また、その生活は環境によって影響を受ける。理学療法士は、疾患や身体的な側面からだけでなく、日常生活場面から問題点を把握する視点を養うことが重要である。本講義では、日常生活活動における関わりを知り、対象者に合わせた日常生活動作指導を行うための基礎を学ぶ。また、ADLとQOLの相互関係を明確にし、そのうえで各疾患別の一般的な特徴とADL及びQOLのあり方を熟考し、各疾患に合わせた生活指導を学ぶと同時に、基礎的な部分のみならず専門的知識の定着化を図る。	2 前	30	1	○				○		○		
53	○		ADL実践演習	臨床実習に向けた準備を行い、見学実習Ⅱ(ADL)に備えるための知識・技術を身につける。姿勢と動作の基礎知識、起居・移動・移乗・段差・階段・歩行など日常生活動作を理解し、その介助法を学ぶ。また、高齢者や身体不自由者の身体的特性を考慮し、対象者に対して適切な動作指導や介助技術を習得する。	2 後	30	1	○				○		○		
54	○		義肢装具学	本講義では、義肢装具学の中からまず装具に焦点を当て、理学療法士として装具を用いて適切なアプローチが出来るようになるために、装具の目的、構造、処方、適合判定の専門的知識や実践を段階的に習得するための基礎を学ぶ。次いで義肢・義足に焦点を当て、理学療法士として義肢・義足を用いて適切なアプローチが出来るようになるために、義肢・義足の目的、構造、処方、適合判定の専門的知識や実践を段階的に習得するための基礎を学ぶ。また、臨床場面において装具の適応となる代表的な疾患について理解し、適切な装具が選択できるように学ぶ。	2 後	30	1	○				○		○	○	
55	○		理学療法実践論Ⅰ	理学療法はまず対象者の様々な状態を把握することから始まる。このことを理学療法評価といい、情報収集・記録・統合と解釈の3つの要素から成り立つ。本科目では、このうち情報収集法にあたる各検査法の知識および技術を修得するとともに、中枢神経障害と骨関節系の障害について、疾患別に評価の概要を学ぶ。	2 通	60	2	○				○		○		

56	○		理学療法実践 論Ⅱ	各疾患の病態・臨床像を整理し、理学療法 評価や理学療法アプローチについて立案お よび展開できる力を養います。演習を通じ て自らの臨床思考過程を発表することで、 その思考過程をさらに吟味し深めていきま す。	3 通	60	2	○				○		○		
57	○		理学療法実践 論Ⅲ	本講義では、卒業し臨床現場で各疾患に対 して科学的根拠に基づいた理学療法が确实 に実践できるよう、特に脳血管疾患、神経 筋疾患を中心に学習する。より具体的な内 容は、脳血管疾患領域では中枢神経系の神 経組織、ニューロン、神経細胞の種類、支 持組織や伝導路などについて、解剖学的発 生機序も踏まえて検討していく。また、脳 卒中などの脳神経外科疾患についてもその 病態や症状について概説し、脳の構造と機 能を十分に理解しながら、実際の臨床での アプローチについて学んでいく。 また、神経筋疾患に対しても、各種疾患の 病態や特徴を踏まえながら、具体的なアプ ローチの方法を概説する。	4 通	60	2	○				○		○		
58	○		理学療法実践 論Ⅳ	本科目は1年生の時から培った内科疾患対 する理学療法、運動療法、物理療法の総括的 な位置づけとなり、各分野において基本的 に臨床現場において特に必要である内容を ピックアップして深めていく。各分野にお いて理学療法を行う際のリスク管理や、理 学療法の根幹となる運動療法、物理療法を 深化させ、臨床の現場で活用できるよう学 習する。	4 通	60	2	○				○		○		
59	○		複合的理学療 法学	2008年の診療報酬改定において、弾性着衣 およびリンパ浮腫の発症防止および重症化 等抑制のための指導に保険適応がなされて 以降、リンパ浮腫の治療が急速に広く知ら れるようになり、リンパ浮腫指導技能者の 育成に拍車がかかることとなった。今後、 リンパ浮腫に関する知識と治療技術を修得 した理学療法士が増えることにより、リン パ浮腫を発症する患者数、重症化する患者 数が減少することが期待されている。 そこで、この科目では、リンパ浮腫の発生 するメカニズムから複合的治療の技術の修 得。さまざまな問題の解決方法と科学的根 拠の紹介、保険の仕組みと適応について講 義・実技・演習を交えて教授していく。	4 通	60	2	○				○		○		
60	○		総合領域	臨床で活かせるようその知識を再度整理す ることに重点を置く。	4 後	60	2	○				○		○		
61	○		地域リハビ リテーション	障がい児・者や高齢者が地域社会で自らの 人生を主体的に生きること支援するため に医療、福祉、保健の動向を踏まえ、地域 リハビリテーションに関わる諸制度を知り 、地域において多職種と協働・連携でき る能力、各制度上の理学療法士の役割及び 業務内容を理解する。	1 後	30	1	○				○		○		
62	○		生活環境論	生活環境論では、理学療法士として専門的 な視点で、対象者を取り巻く生活環境をど のように捉えるのか、またどのように考え るのかを学ぶ。 理学療法では対象者に合わせた生活環境を 設定するため、福祉用具・住環境整備に精 通していることが求められる。本科目では 、事例を通して理学療法士として求めら れる提案までの思考プロセスの一部を学習 することも目的とする。	2 通	30	1	○				○		○		
63	○		地域理学療法 学	地域の実情を踏まえ、対象者の日常生活を 推考することは、在宅を基本とした理学療 法を進めるうえで必須とされる。本講義で は、より実践の場面に想定し、対象者の状 況把握をどのように進めるべきかについて 紹介する。 また、卒業後臨床に出るにあたり、2年次に 履修した義肢装具学の基本的な知識を踏ま えた上で、義肢装具の処方や地域での生活 場面における適応について学ぶ。	4 通	60	2	○				○		○		
64	○		見 学 実 習 Ⅰ (早期)	見学実習Ⅰでは、実際の医療施設での見 学実習を行う。実際の理学療法士の仕事の 業務や他職種との連携を目の当たりにし、 チーム医療についてのイメージを身に着け る。また、社会人としてのマナーや接遇に ついて、実際の患者様やスタッフのやり取 りを通して学ぶ。これから学習していく理 学療法についてのモチベーションの向上と イメージを確立させる。	1 後	40	1					○	○	○	○	○
65	○		見 学 実 習 Ⅱ (ADL)	見学実習Ⅱは、3年時からにはまる臨床実習 への導入部と位置づけ、医療・福祉・介護 等の施設および在宅リハビリテーション等 の現場において、日常生活を支援する理学 療法士の業務、加えて多職種連携等の関わ りについて見学・体験を通して理解を深め る。急性期・回復期・生活期の関係および 機能障害と活動制限の関係について考える 定掛かりとする。 また、臨床現場における理学療法士として の基本的態度（ソーシャルスキル）を学ぶ ことも、重要な目的としている。	2 後	40	1					○	○	○	○	○

66	○		総合臨床実習Ⅰ	総合臨床実習Ⅰ～Ⅲは、主に医療提供施設にて、見学および体験を通じて以下のことを学び、卒業後の臨床活動の礎を築くことを目的とする。 また、総合臨床実習Ⅰ～Ⅲのいずれかに1週間の地域包括ケア実習を含む。地域包括ケア実習は通所リハビリテーション、または訪問リハビリテーション施設にて見学および体験を通じて、以下のことを学ぶことを目的とする。	3 前	160	4		○		○	○	○	○
67	○		総合臨床実習Ⅱ	総合臨床実習Ⅰ～Ⅲは、主に医療提供施設にて、見学および体験を通じて以下のことを学び、卒業後の臨床活動の礎を築くことを目的とする。 また、総合臨床実習Ⅰ～Ⅲのいずれかに1週間の地域包括ケア実習を含む。地域包括ケア実習は通所リハビリテーション、または訪問リハビリテーション施設にて見学および体験を通じて、以下のことを学ぶことを目的とする。	3 後	320	8		○		○	○	○	○
68	○		総合臨床実習Ⅲ	総合臨床実習Ⅰ～Ⅲは、主に医療提供施設にて、見学および体験を通じて以下のことを学び、卒業後の臨床活動の礎を築くことを目的とする。 また、総合臨床実習Ⅰ～Ⅲのいずれかに1週間の地域包括ケア実習を含む。地域包括ケア実習は通所リハビリテーション、または訪問リハビリテーション施設にて見学および体験を通じて、以下のことを学ぶことを目的とする。	3 後	320	8		○		○	○	○	○
合計				68(必修:68科目、自由:0科目)	科目	113 単位(単位時間)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
学年末・各学期末に行う試験・実習の成果・履修状況等を総合的に勘案し行う。 卒業要件：出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。 毎学年ごと授業日数の3分の1以上欠席したものは進級、卒業せしめないとする。		1学年の学期区分	2期
履修方法：講義、演習、実習		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。